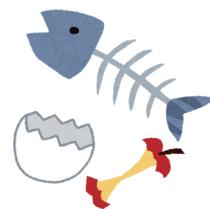


宿毛市家庭用生ごみ処理機購入費補助金

問 環境課 ☎ 62-1252

家庭から排出される生ごみの減量化および再資源化を促し、ごみ問題に対する意識向上を図るため、家庭用生ごみ処理機の購入に際し、予算の範囲内で補助金を交付します。購入前に申請手続きが必要ですので、詳しくはお問い合わせください。



受付期間 5月13日(月)～令和7年2月28日(金)

※予算額に達し次第、受け付けを終了します。

補助内容

電気式生ごみ処理機	コンポスト容器	生ごみ発酵用密閉容器
購入費の2分の1以内 (限度額 40,000 円)	購入費の2分の1以内 (限度額 4,000 円)	購入費の2分の1以内 (限度額 4,000 円)

【補助対象条件 (一部抜粋)】

- 宿毛市に住所を有し、かつ、居住していること
- 市税を滞納していないこと
- 一世帯につき一基のみとすること



宿毛市通学用自転車ヘルメット購入費補助金

問 学校教育課
☎ 62-1246

通学に自転車を利用する児童・生徒のヘルメット着用の推進と安全を図るため、予算の範囲内で補助金を交付します。

補助対象 安全基準に適合したヘルメットで、4月1日(月)～令和7年2月15日(土)に市内の販売店で購入したもの

補助額 購入費の2分の1以内 (上限額 2,000 円)

対象者 自転車で市内の小・中学校に通学する小学4年生～中学3年生の保護者で、市税を滞納していない方

※補助金の交付は、対象児童・生徒に対し1回限り

申込期限 令和7年2月28日(金)



宿毛市食品加工業継続支援事業費補助金

問 産業振興課 ☎ 62-1243

食品衛生法の改正に伴い、新たに営業許可業種となった6業種を営む事業者が、6月1日以降事業を継続するため施設の整備等に要する経費について補助を行います。

対象条件 次のいずれにも該当する事業者

- 新たに営業許可業種となった6業種(漬物製造業、水産製品製造業、複合型冷凍食品製造業、複合型そうざい製造業、液卵製造業、食品小分け業)のいずれかを営む事業者であること。
- 市税・県税・その他税外債務の滞納がないこと。

※法施行(令和3年6月1日)以降、新たに営業を開始する事業者は除きます。

対象経費 営業許可の施設基準を満たすための食品加工施設の整備および改修、機器導入等に係る経費

補助金額 対象事業費の1/2以内(補助上限額:100万円、補助下限額:5万円)

申請先 産業振興課

申請期間 4月1日(月)～12月27日(金)

